

議員提出議案第8号

所有者不明の土地利用を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成30年3月28日

提出者	12番	梅沢 とよかず	13番	伊藤 よしのり
	19番	かわごえ 誠一	22番	秋 家 聡 明
	23番	平田 みつよし	30番	小 林 ひとし
	31番	中 村 しんご	32番	三小田 准 一
	33番	小 山 たつや	34番	く ぼ 洋 子
	35番	黒柳 じょうじ	40番	大 高 拓

葛飾区議会議長 筒井 たかひさ 殿

所有者不明の土地利用を求める意見書

平成28年度の地籍調査において、不動産登記簿上、最後の登記から50年以上経過し所有者の所在が確認できない土地の割合は、全国で約20%に上ることが明らかにされた。

また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040年にはほぼ北海道の面積に相当する約720万ヘクタールの所有者不明土地が発生すると予想している。

こうした中、現行の対応策としては、土地収用法における不明裁決制度があり、所有者の氏名・住所を調べても分からなければ調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるが、一方では探索などの手続きに多大な時間と労力が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度による対応もあるが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者1人につき管理人1人を選任する必要があるため、不在者が多数の場合は手続きに多大な時間と労力がかかることになる。

このように、所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要する現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るための制度を構築すべきである。

よって、本区議会は政府に対し、下記の事項について取り組むことを強く求めるものである。

## 記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
- 4 所有者不明土地の収用手続きの合理化や円滑化を図ること。
- 5 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。